

あいちロボット産業クラスター推進協議会規約

(名称)

第1条 本会は、あいちロボット産業クラスター推進協議会（以下、「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、産学行政が連携して、競争力あるロボット技術・製品の創出を促し、開発と生産の拠点を形成するとともに、ロボットの活用による県内産業の高度化や地域課題の解決を推進し進めることにより、ロボットを「作り」「使う」世界的な先進地とすることを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ロボット産業の集積及びロボット活用の促進に係る事業の推進
- (2) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 協議会の会員は、第2条の目的に賛同する法人又は団体、個人とする。

- 2 協議会の会員になろうとする者は、別紙1「入会申込書」を事務局に提出し、その承認を受けることにより会員になることができる。
- 3 会員が別紙1「入会申込書」に記載した法人名、担当者等の登録情報が変更となったときは、別紙2「登録情報変更届」を事務局に提出しなければならない。
- 4 会員が本会を退会しようとするときは、別紙3「退会申出書」を事務局に提出しなければならない。
- 5 会費は無料とする。
- 6 本規約を遵守しないとき又はその他協議会の趣旨にふさわしくないと合理的な理由が認められるときは、当該会員を退会させることができる。

(役員等)

第5条 協議会に、会長、委員、オブザーバーを置く。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長は、愛知県知事をもって充てる。
- 4 委員は、第8条に規定する委員会を構成し、第8条に列挙する事項を検討する。
- 5 委員は、会長がこれを委嘱する。
- 6 委員の任期は、3年とし重任を妨げない。
- 7 オブザーバーは、会長の依頼により、協議会の事業実施に関する専門的な助言を行う。
- 8 オブザーバーは、会長がこれを委嘱する。
- 9 オブザーバーの任期は、3年とし重任を妨げない。

(会議)

第6条 協議会の会議は、総会及び委員会とし、会長が招集する。

- 2 総会及び委員会の議長は会長が務める。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長が指名した者が議長を務める。

4 総会及び委員会は、毎年1回開催するほか、必要に応じて開催することができる。

(総会)

第7条 総会は、会員で構成し、次の事項を行うため開催する。

(1) 第3条に掲げる事業の協議

(2) 会員相互の交流

(3) その他協議会の目的を達成するために必要な事項の協議

(委員会)

第8条 委員会は、会長、委員で構成し、次の事項に関する課題や方策を検討する。

(1) ロボットの研究開発や実用化に関すること

(2) ロボットの活用促進や事業化に関すること

(3) ロボット専門人材の育成に関すること

(4) あいちロボット産業クラスター推進協議会の運営に関すること

(5) 愛知県のロボット産業振興施策に関すること

(6) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

2 会長は、必要があると認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、愛知県経済産業局産業部産業振興課に置く。

(その他)

第10条 この規約に定める事項のほか、協議会の運営に関し必要な事項は、必要に応じて会長が別に定める。

附 則

1 協議会の設立当初の委員の任期は、第8条第3項の規定にかかわらず、2017年3月31日までとする。

2 この規約は、2014年10月30日から施行する。

3 この規約は、2019年4月1日から施行する。

4 この規約は、2021年4月1日から施行する。

5 この規約は、2024年4月1日から施行する。

6 この規約は、2025年4月1日から施行する。